

令和7年度三木町敬老祝（喜寿・米寿）カタログギフト贈呈業務仕様書

1. 業務名

令和7年度三木町敬老祝（喜寿・米寿）カタログギフト贈呈業務

2. 業務の目的

今年度中に満77歳又は満88歳を迎える高齢者（以下「対象者」という。）の長寿を祝い、多年にわたり社会の発展に寄与されたことに感謝するため、対象者に対して敬老祝品としてカタログギフトを贈呈する。

3. 業務期間

契約日の翌日から令和8年3月2日まで

4. カタログギフトの数量

77歳分 540部、88歳分 200部

※あくまで予定数量であるため、確定したものではない。

5. 業務の内容

(1) カタログギフトの内容等

ア 77歳分は3,000円相当、88歳分は5,000円相当（いずれも消費税及び地方消費税は含まない）の商品であること。

イ 地域経済の活性化に繋がるよう、香川県産品（香川県内で製造又は加工の最終段階が行われたもの）のみの商品で構成されていることとし、三木町産の商品（三木町内で製造又は加工の最終段階が行われたもの）を5品目以上含めること。

ウ 食品を5品目以上、食品以外の商品も含め全体で10品目以上とし、高齢者の多様なニーズに対応できるような商品構成であること。

エ 高齢者が理解しやすいよう、見やすく、注文しやすいものとする。また、電話での問合せが出来るよう、問合せ先電話番号が確認しやすい場所に記載されていること。（下記の申込用はがきに記載する場合にはこの限りではない）。

(2) カタログ及び申込用はがき（以下「カタログ等」という。）の作成等

ア 委託者と協議の上でカタログ等を作成し、委託者が定めた日までに対象者の人数分梱包し、調達すること。なお、カタログは必ずしも製本されたものである必要はなく、リーフレット等でも可とする。

イ カタログには、委託者が別途提供する三木町長のあいさつ文を同封すること。

ウ 委託者と協議して申込期限を定めた上で、カタログ等に高齢者が認識しやすいよう明確に記載すること。

エ 申込用はがきには対象者の連絡先電話番号と送付先住所（カタログ等配送先住

所と別の送付先を希望する場合)の記載欄を設けること。

オ 申込用はがきの記載欄を覆い隠すためのシールを同封すること。

(3) カタログ等の配送

ア カタログ等の届け先は、対象者数の確定後に委託者が対象者リスト（電子データ）を受託者に提供するので、これにより配送の手配をすること。その際、外字等のデータが含まれている場合は、手書き等で対応すること。また、入所系施設への配送は、指定された個数を配送するものとする。

イ カタログ等の配送は、原則、令和7年9月15日の敬老の日前後に配送すること。ただし、特別な事情がある場合は、委託者と受託者が別途協議する。

ウ 受託者は、カタログ等や配送に係わる問い合わせや苦情への対応を行う。なお、緊急及び重要な案件である場合には、速やかに委託者に報告し、委託者と受託者が協議の上で対応すること。

エ 住所不明、長期不在等の場合は、委託者に報告し、その指示に従うこと。またカタログ等受領対象者からの不在に関する問い合わせや、記念品の受け取りを受託者施設で希望する場合は対応すること。

オ 相手方の不在等により、配送が出来ず返戻となった場合は、再度配送を行えるよう取り計らうこととし、その経費は受託者が負担する。

(4) 商品の申込の受付、問合せ対応

ア 申込用はがきを受け付け、商品の配送対象者を取りまとめる。

イ 対象者から商品に関する問合せがあった場合には、誠意をもって対応すること。

ウ 委託者と協議した上で定めた一定期間内に、対象者から申込がなかった場合は、その対象者のリスト（電子データ）を作成し委託者へ報告すること。リストの様式は委託者と協議の上で定めることとする。

(5) 商品の調達及び配送

ア 申込用はがきにより取りまとめられた希望数量を基に、商品を調達する。

イ 商品は、配送に適した包装をすること。配送物には、三木町からの敬老祝品と分かるよう標記すること。

ウ 包装に当たり、文字の印刷及び包装等を含む内容について、事前に委託者の了承を得た上で行うこと。

エ 商品の配送は、青果等の生産時期が限られるものを除き、原則として令和8年3月2日までに行うこと。なお商品の消費期限等を考慮し、調達後は速やかに配送すること。

オ 転居等により配送が出来ない場合は、速やかに委託者に連絡し、指示を受け適切な処理を行うこと。

カ 相手方の不在等により、配送が出来ず返戻となった場合は、再度配送を行える

よう取り計らうこととし、その経費は受託者が負担する。

キ 受託者は令和7年11月上旬までに申込のなかった全ての対象者に対して、未申込である旨の催促通知を行うものとする。ただし、カタログ等を宛所不明等で再発送した場合は、催促通知を行う日の期限を委託者と協議し対応するものとする。

ク 一定期間内に申込がなく、未申込である旨の通知を行ってもなお、申込のない場合は、委託者が選定した商品を対象者に対して配送するものとする。

(6) 未達等の取扱い

三木町敬老祝金等支給条例第2条第3号の規定によりカタログ等の配送を行わなかったもの及び、宛所不明等の理由によりカタログ等が未達となったものは、請求の際に差し引くものとする。

6. 個人情報の保護

受託者は本件の遂行にあたっては、本件にかかる範囲でのみ個人情報を取り扱うことが可能であり、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。

7. その他特記事項

- (1) 受託者は、作業の方法や順序及び作業の実施に必要な事項について、常に委託者と緊密に連絡を取り合い、その指示に従いながら本件の目的を達成しなければならない。
- (2) 受託者は、委託者からの求めに応じて、専門的な助言等の支援を行うこと。
- (3) 受託者は、本件の履行にあたって、作業に支障を来たすことのないよう、人員体制等、万全な推進体制を整えること。
- (4) 受託者は、実施予定及び実施状況について、定期的に委託者に報告するとともに、委託者から求められた時には速やかに報告すること。
- (5) 受託者は、本件の履行にあたり、関係する法令を遵守すること。
- (6) 商品に欠損等の不良が確認された場合、受託者は自らの負担により速やかにこれを回収し、かつ代替品を納入すること。ただし、その不良が明らかに受託者の責めに因らないものと判断できる場合は、この限りではない。
- (7) 受託者は、本件の実施期間中はもとより、本件完了後においても、本件の実施に関して知り得た情報について、その秘密を守らなければならないとともに、本件に従事する者に対して、守秘義務を遵守させるための必要な措置を講じるものとする。
- (8) 受託者は、あらかじめ委託者に対して書面による承認を受けた場合を除いて、本件に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならないものとする。
- (9) 受託者は、あらかじめ委託者に対して書面による承認を受けた場合を除いて、本

件を第三者に再委託してはならないものとする。

- (10) 本仕様書について定めのない事項等が生じた場合、又は本件履行上、基本事項の変更の必要が認められた場合には、委託者と受託者間で双方協議の上、定めるものとする。